



令和8年度（2026年度）

本部町

保育所(園)入所案内



【令和8年度 年齢別クラス】

クラス（学齢）	児童の生年月日
0歳	令和7（2025）年4月2日～
1歳	令和6（2024）年4月2日～令和7（2025）年4月1日
2歳	令和5（2023）年4月2日～令和6（2024）年4月1日
3歳	令和4（2022）年4月2日～令和5（2023）年4月1日
4歳	令和3（2021）年4月2日～令和4（2022）年4月1日
5歳(4歳児クラスと合同)	令和2（2020）年4月2日～令和3（2021）年4月1日

【申込期間】

4月1日入所	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 令和7年11月 4日(火)～11月14日(金) <input checked="" type="checkbox"/> 新規 令和7年11月10日(月)～12月12日(金)
5月以降入所	P2「入園スケジュール」参照 *入所希望月の前月指定日までに申込書類一式をそろえて提出してください。
受付場所	本部町役場2階 子育て支援課
受付時間	8:30～17:00 ※12:00～13:00の時間帯及び土日祝日を除く

※下記に限り夜間受付いたします。

日付	令和7年11月12日(水)～14日(金)
時間	完全予約制(17:00～19:00) *右記電話番号へ事前予約必須です。
場所	本部町役場2階 子育て支援課

\*お問い合わせ先\*

本部町役場 子育て支援課

保育担当 ☎0980-47-2180

---

## もくじ

---

◎保育の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
・ 保育所（園）とは	
・ 保育が必要な乳幼児とは	
・ 保育が必要な事由とは	
◎申し込みから入所までの流れ・・・・・・・・	P 2
◎令和8年度入園スケジュール・・・・・・・・	
◎利用できる施設認定区分について・・・・・・・・	P 3
・ 支給認定区分について	
・ 利用区分（保育の必要量）について	
・ 認可保育所一覧	
・ 地域型保育事業一覧	
◎保育所（園）の利用について・・・・・・・・	P 4～6
・ 申し込みに必要な書類	
・ 申し込み後・利用開始後に状況の変更があった場合	
・ 保育料の納入について	
・ 保育料の算定について	
・ 保育料の切り替えについて	
・ 給食費について	
・ 副食費の免除について	
◎保育料階層区分表・・・・・・・・	P 7
◎利用者負担の軽減について・・・・・・・・	P 8
・ 360万未満相当世帯の利用者負担軽減について	
・ 寡婦（夫）控除のみなし適用の申請について	
◎本部町保育所入所利用調整基準指数表・・・・・・・・	P 9
◎注意事項・・・・・・・・	P 10
◎よくある質問と回答・・・・・・・・	
◎本部町で利用可能な児童福祉サービスについて・・	P 11

# 保育の必要性

## 【保育所（園）とは】

すべての児童は、それぞれの家庭で保護者の温かい愛情のもとで育てられるのが理想ですが、保護者が働いていたり病気等の状態にあるため、「保育が必要な乳幼児」を家庭の保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

保育所（園）【以下「保育所」という】の利用を希望する場合には保護者やその児童が法律に定める要件に該当することが必要です。したがって、どの家庭のお子さまでも無条件に入所できるものではありません。

※詳しくは、下記の【保育が必要な事由とは】を確認の上、お申し込みください。



## 【保育が必要な乳幼児とは】

小学校就学前までの「保育が必要な保護者において保護される乳幼児」のことです。

【保育が必要な乳幼児】が保育所の入所対象となります。

## 【保育が必要な事由とは】

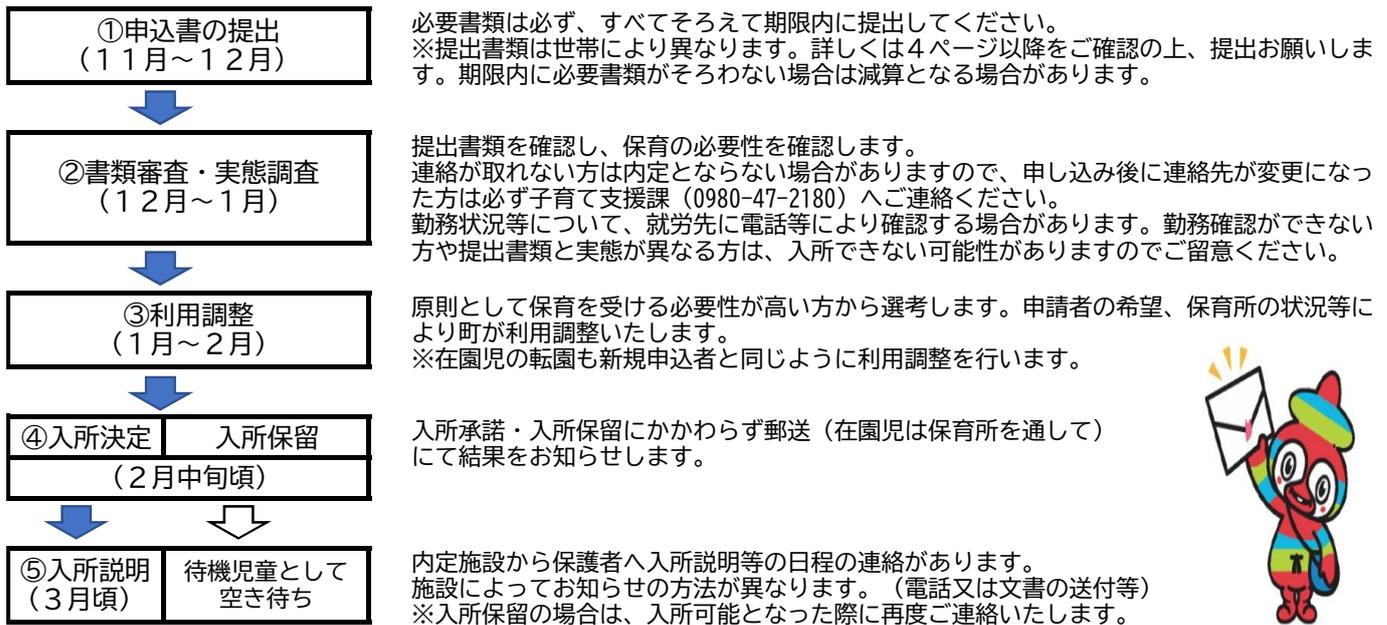
保育を必要とする事由		保育時間	支給認定有効期間
1 就労	月64時間かつ週16時間以上労働することを常態としている場合	標準時間 (月120時間以上) 短時間 (月64時間以上)	就労が継続している期間
2 妊娠・出産	母親が妊娠中であるか又は出産後間がないため、保育が困難な場合	標準時間	出産予定日の2か月前の月初日から出産日の3か月後の月末日
3 疾病・障がい等	疾病、負傷、又は精神・身体に障がい有している場合	標準時間	療養期間中
4 親族の看護・介護等	親族を常時看護又は介護している場合	標準時間	当該期間中
5 災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害復旧にあたっている場合	標準時間	当該期間中
6 求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合	短時間	3か月以内(年度内)
7 就学	学校教育法に基づく教育施設に在学、もしくは職業能力開発促進法に基づく職業訓練を受けている場合(自動車教習所、習い事等を除く)	標準時間	就学期間中
8 育児休業	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子ども(きょうだい児)がいて、継続が必要な場合	標準時間	育休対象児が1歳となる月の末日まで
9 みなし育休	自営業や非正規雇用の母の出産により、出産対象児のきょうだいの継続入所が必要な場合	標準時間	上記2の産後3か月经過から6か月間
10 その他	虐待・DV等または1～9に類似し町長が認める場合	標準時間	必要と認められる期間

※同居親族等が保育できる場合は該当しません。条件の詳細については4ページ以降をご確認ください。

入所の決定は申し込み順ではなく、「安定した環境で子どもの心身の健全な発達を促す観点から一貫して継続的な環境で保育を受けることが望ましい」という国の方針に基づき、前年度から継続して入所する児童を先に調整(選考)し、その後新規入所申込児童の保育の必要性が高い順に調整(選考)し、決定します。

※保育の必要性の認定を受けたとしても、必ず入所できるとは限りませんのでご了承ください。

## 申し込みから入所までの流れ



※入所決定後でも、保育料未納や提出書類に虚偽が発覚した場合、保育の必要性がなくなった場合等は入所の決定を取り消すことがあります。

## 令和8年度 入園スケジュール

受付開始日		受付締切日	入所希望月	入所決定時期
在園	令和7年11月4日	令和7年11月14日	令和8年4月1日	令和8年2月中旬
新規	令和7年11月10日	令和7年12月12日		
随時受付		令和8年4月6日	令和8年5月1日	令和8年4月中旬
		令和8年5月7日	令和8年6月1日	令和8年5月中旬
		令和8年6月5日	令和8年7月1日	令和8年6月中旬
		令和8年7月6日	令和8年8月1日	令和8年7月中旬
		令和8年8月5日	令和8年9月1日	令和8年8月中旬
		令和8年9月7日	令和8年10月1日	令和8年9月中旬
		令和8年10月5日	令和8年11月1日	令和8年10月中旬
		令和8年11月5日	令和8年12月1日	令和8年11月中旬
		令和8年12月7日	令和9年1月1日	令和8年12月中旬
		令和9年1月5日	令和9年2月1日	令和9年1月中旬
	令和9年2月5日	令和9年3月1日	令和9年2月中旬	

- ★郵送でのお申し込みも受付可能です。
- ★期限を過ぎたお申し込みは、翌月の入所希望で選考します。
- ★書類不備、記入漏れがある場合は受付できません。提出前に必ずご確認ください。



# 利用できる施設と認定区分について



## 【支給認定区分について】

支給認定は、児童の年齢や保育の必要性に応じて次の3つの区分があります。それぞれの認定区分に応じて、利用できる施設や利用可能時間が変わります。

支給認定区分	年齢 (4/1時点の年齢)	保育の 必要性	対象となる児童	利用できる施設	
1号認定	3～5歳	なし	保育を必要としない、 教育を希望する児童	教育施設	・認定こども園（教育） ・幼稚園
2号認定		あり	保護者の就労や疾病など の事由により、保育を必 要とする児童	保育施設	・認定こども園（保育） ・保育所
3号認定	0～2歳				・認定こども園（保育） ・保育所 ・小規模保育事業所

※本部町に住民登録がある児童・保護者が対象です。

※1号認定を希望する場合は、本部町教育委員会（0980-47-2206）へご相談ください。

## 【保育の必要量について】

保護者の状況を客観的に確認し、保育利用時間を「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定します。

保育の必要量	利用可能時間	要件	その他
保育標準時間	最長11時間	月120時間以上の就労など	妊娠・出産・育休・虐待・DV等
保育短時間	最長8時間	月64時間以上120時間未満の就労（労働）など	求職活動

※「保育の必要な事由」のうち、就労、就学、親族の看護・介護、保護者の疾病や障がいについては保護者の状況を書面にて確認し、保育の必要量認定を行います。

## 【町内認可保育所(施設型保育施設) 一覧】

\*対象年齢：0歳(6か月)～5歳(2号・3号認定)

施設名	所在地	電話番号	開所時間	延長保育
町立 渡久地保育所	渡久地231番地	0980-47-2106	標準 7:30～18:30  短時間 9:00～17:00	なし
★ドリーム保育園	伊野波438番地1	0980-47-3602		18:30～19:30
★美ら咲保育園	東151番地2	0980-47-7615		
★風のわ保育園	浦崎740番地	0980-48-3170		
★ゆい保育園	大浜865番地1	0980-47-7181		
ゆい保育園(分園) ※対象年齢2歳まで	谷茶14番地	0980-47-7183		
こすも保育園	野原277番地	0980-47-3370	標準 7:30～18:30 短時間 登園～8時間	

※5歳児の受入に関しては★印の園にて実施いたします。(4歳児クラスと合同保育になります)

## 【町内地域型保育事業(小規模保育施設)】

\*対象年齢：0歳～2歳(3号認定)

施設名	住所	電話番号	開所時間	延長保育	対象
こすもキッズ小規模保育園	伊野波278番地5	0980-47-6411	標準 7:30～18:30	18:30～19:30	2か月～2歳
ベビーハウス遊	大浜16番地2	0980-47-4138	短時間 登園～8時間	なし	3か月～2歳

※全保育施設は原則月曜日～土曜日の利用です。(祝日、慰霊の日は除く)

# 保育所（園）の利用について



## 【申し込みに必要な書類】

必要な書類はすべてそろえてから提出してください。書類不備の場合は受付できない場合があります。また、状況に応じてその他の書類を提出していただくことがあります。

〈全員提出が必要な書類〉※①～③は指定様式です。

①教育・保育給付認定申請書兼利用申込書	利用希望の児童1人につき1部必要です。
②就労証明書	保護者及び同居する18～60歳以下の方、1人につき1部必要です。 ※詳しくは下記の表Aをご覧ください ※きょうだい同時に申込みする場合、重複する書類は1部ずつでかまいません。
③健康診断書	新規入所申込（転園含む）の場合、児童1人につき1部必要です。 ※継続利用の場合は、提出する必要はありません。 ※健康診断書をもとに、配慮（支援）が必要と思われる場合等は、別途「診断書及び意見書」の提出が必要となる場合があります。

〈世帯状況により提出が必要になる書類〉

保育料算定に必要な書類	保護者1人につき1部必要です。 詳しくは5ページの表Bをご覧ください。 ※きょうだい同時に申込みする場合、重複する書類は1部ずつでかまいません。
児童の障がい証明する書類	「療育手帳」「身体障害者手帳」「特別児童扶養手当受給証明書」、もしくは医師の診断書（原本）等のいずれかの写し

## ●表A● 保育の必要性を証明する書類一覧

保護者等の状況	必要な提出書類
就労・採用予定の方	◆「就労証明書（指定様式）」 ※事業主が記載しているもの
自営業・農（漁）業等・内職の方	◆「自営業・内職・農業証明書」 ※区長・民生委員の署名及び押印が必要です。
妊娠・出産予定の方	◆「親子健康（母子）手帳」の写し（分娩予定日が記載されたページ） ※妊娠中の方は就業の有無にかかわらず、提出してください。 ※出産予定日のおおよそ2か月前から出産後3か月以内となります。
疾病や障がいがある方	◆疾病「診断書（保護者用）」 ◆障がい「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」等のいずれかの写し
親族の看護・介護をしている方	◆「看護・介護事実の証明書」※区長・民生委員の署名及び押印が必要です。 ◆「障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者福祉手帳」、「介護保険被保険者証」等のいずれかの写し ※証明書がない場合は医師の「診断書」を提出してください。
災害復旧等	◆「罹災証明書」
求職活動中の方	◆「求職活動状況申立書」 ◆ハローワーク登録者は「ハローワークカード」の写し ※認定期間は入所から3か月以内です。期間終了月の15日までに「保育が必要な事由」の証明がない場合（就労証明書等）は翌月から退所となります。 ※原則、同一年度で求職を理由とする再利用及び継続はできません。
就学中（予定）の方	◆「在学証明書」及び「時間割表」の写し等 ※放送大学、通信制大学、自動車学校、語学や料理教室等は認定対象外です。
育児休業取得中（予定）の方 ※在園児が継続して保育が必要な場合	◆「就労証明書（指定様式）」 （育児休業期間・職場復帰日の記入がない場合は無効） ◆「育児休業期間の記載がある証明書」（育児休業取得者確認通知書、育児休業基本給付金証明書、辞令書などの写し） ※入所の対象は復帰する月の前月からです。（4月入所希望の場合、5月1日までに職場復帰する方） ※利用期限は育休対象児が1歳になる月の末日までとなります。
みなし育休 ※在園児が継続して保育が必要な場合	◆「親子健康（母子）手帳」の写し（出生届済証明のページ） ※利用期限は産後3か月経過からの6か月間です。 （例：弟（妹）が10/15生まれの場合→産後休3か月（11/1～1/31）、みなし育休6か月（2/1～7/31））

## \*育児休業と保育施設の利用について

### ①育児休業中に保育所等の新規申込をする場合

育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則利用申請ができません。そのため、育児休業中に保育所等の利用申請を行う場合は、**育児休業から復職することを前提とした申請**になります。保育所等の利用が決まった場合には、**利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職していただく必要があります。**育児休業中の転園申請も同様に復職が必要です。

### ②育児休業中に保育所等を継続して利用したい場合

すでに入所している児童（例：きょうだい児で上のお子さん）については、**現在利用している施設に限り、育児休業中であっても継続利用が認められます。**継続利用可能期間は、産まれた児童（育児休業対象の子）が満1歳に達する日の月末までです。ただし、**育児休業対象の子が1歳の誕生日を迎えても、なお、育児休業対象の子の利用申請をしているが入所が決まらない場合のみ、育児休業対象の子が2歳に達する月末まで在園児は継続利用ができます。**育児休業を延長した場合には、再度就労証明書を提出してください。

## ●表B● 保育料の算定に必要な書類一覧



R7.1.1より前から本部町へ住民登録されている方は、所得課税証明書の提出は不要です。  
下記事項に該当する世帯は必要な書類を提出してください。

税申告の状況	必要な書類	提出期限
令和7年1月2日以降に本部町に転入した方	◆令和7年度市町村所得課税証明書（両親分） ※R7.1.1時点の住民登録市町村で取得し提出してください。 ※マイナンバーを利用し所得照会できる場合は省略可	受付期間内
令和8年1月2日以降に本部町に転入した方	◆令和8年度市町村所得課税証明書（両親分） ※R8.1.1時点の住民登録市町村で取得し提出してください。 ※マイナンバーを利用し所得照会できる場合は省略可	9月以降入所申込時
母子世帯・父子世帯	◆「児童扶養手当受給者証」「児童扶養手当認定通知書」「母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証」のいずれかの写し	受付期間内
障がい者のいる世帯	◆「身体障害者手帳」「療育手帳」「特別児童扶養手当証書」「精神障害者保健福祉手帳」「障害基礎（厚生）年金証書」のいずれかの写し	
生活保護世帯	◆「生活保護受給証明書」の写し	

### 【申込後・利用開始後・状況に変更があった場合】

世帯の状況等が変更となった場合、利用者負担が変更になることがありますので、届け出が必要です。上記の表Bより必要書類をご確認ください。

■婚姻・離婚	■児童扶養手当受給開始・停止	■生活保護の開始・停止
■利用区分の変更	■障がい者扶養世帯となった場合	■祖父母等と同居・別居
■修正申告等により課税状況変更となった場合		

### 【保育料の納入について】

保育料の支払い方法は、納付書による払込み・口座振替・スマホアプリ決済となります。

納付書の場合	保育所より毎月納付書を配布します。 各金融機関・役場会計課窓口・コンビニエンスストアにてお支払いできます。
口座振替の場合	配布された保育料の納付書及び銀行登録印をご持参の上、金融機関窓口または郵便局窓口にて口座振替依頼の手続きをお願いします。一度お申込みいただくと、ご指定の口座から毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に自動的に納付する便利な支払い方法です。 金融機関でのお手続きから口座振替開始まで、1～2か月期間を要する場合があります。完了するまでは納付書での納入となります。 ※振替手続きは町内5銀行（琉銀・沖銀・海銀・農協・ゆうちょ）にて行うことができます。
スマホアプリ決済	d払い・auPay・PayPay・OKIPayのいずれかのアプリで納付書のバーコードを読み込み（請求書払い）、請求内容をご確認のうえ、お支払いください。

※スマホ決済の詳細について、本部町役場HP納付手続きのページをご確認ください。

※小規模保育園は、入所している園から直接、保育料の徴収があります。

## 【保育料の算定について】

0歳～2歳クラスの保育料は、保護者等の『市町村民税所得割課税額』と『世帯の状況』で決まります。

3歳～4歳クラスの保育料は、無償化となりましたが、原則、給食費がかかります。

※保護者の収入が生活保護基準額に満たない場合（保護者の方の収入だけでは生計維持が難しいと判断された場合）は、同居者（児童の祖父母等その生計の主宰者）の税額を含めて保育料を算定することになります。

## 【保育料の切り替えについて】

保育料は、毎年9月に切り替え作業を行います。町民税の賦課決定が毎年6月になっていることから、4月～8月は前年度分の町民税額、9月～翌年3月は当年度分の町民税額により利用者負担を決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料 *令和7年度分(令和6年1月～12月の税額)					当年度の市町村民税額に基づく保育料 *令和8年度分(令和7年1月～12月の税額)						

町は公簿（課税台帳）により課税状況を確認します。転入等の場合は提出された所得課税証明書等により確認します。（マイナンバーで提出省略可）

税の修正申告等により町民税額が変更になった場合は、該当する月にさかのぼり保育料変更を行います。この変更で生じた過不足は調整（納入、充当、還付）となります。

### 重要：保育料の算定資料の提出がない場合

保育料決定時に保育料の算定に必要な税情報のない方（未申告等）は、正しい保育料の算定ができないため、保育料階層区分表「最高階層（第8）」で決定となります。

## 【給食費について】

3～4歳クラスは、給食費を直接保育所へお支払いください。

※公立保育所は毎月納付書を発行しますので、役場銀行窓口・コンビニ・金融機関にて期限内にお支払いください。

給食費金額表（ひと月）

	金額	3～4歳児クラス	0～2歳児クラス
主食費（パン・ごはん・麺）	1,000円	給食費として保護者負担	保育料に含まれる （保育料として保護者負担）
副食費（おかず・おやつ・牛乳）	4,500円		
合計	5,500円		

## 【副食費の免除について】

下記の①、②については副食費（4,500円）が免除となります。また、主食費（1,000円）は本部町が負担します。

①年収360万未満相当世帯（市町村民税所得割額57,700円未満、母子等世帯77,101円未満）

・7ページの階層区分表第1階層から第4b階層に該当する世帯

②第3子以降（未就学児からカウント）

・第4b-1から第8階層に該当する第3子

※免除対象者には「給食費の免除等について」を送付しますので、給食費を支払う必要はありません。





# 保育料階層区分表



階層区分表の児童の年齢は4月1日時点のクラス年齢

第1子の金額(円)

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分			保育料基準額(月額)				副食費 3歳児以上		
階層区分	定義		3歳児未満		3歳児以上				
			標準	短時間	標準	短時間			
第1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0	0	0	0	第1子から免除		
第2	市町村民税 非課税世帯		0	0	0	0			
第2-1			上記以外の世帯	0	0	0		0	
第3	市町村民税 課税世帯	市町村民税 所得割額 48,600円未満	母子・父子 在宅障がい者等	7,000	6,700	0		0	
第3-1			上記以外の世帯	15,600 (7,800)	14,400 (7,200)	0		0	
第4a		48,600円以上 57,700円未満	母子・父子 在宅障がい者等	7,000	6,700	0		0	
第4a-1			上記以外の世帯	24,000 (12,000)	22,200 (11,100)	0		0	
第4b			57,700円以上 77,101円未満	母子・父子 在宅障がい者等	7,000	6,700		0	0
第4b-1				上記以外の世帯	24,000 (12,000)	22,200 (11,100)		0	0
第4c	市町村民税 課税世帯	77,101円以上97,000円未満		24,000 (12,000)	22,200 (11,100)	0		0	
第5		97,000円以上169,000円未満		33,300 (16,650)	30,700 (15,350)	0	0		
第6		169,000円以上301,000円未満		42,700 (21,350)	39,000 (19,500)	0	0		
第7		301,000円以上397,000円未満		44,000 (22,000)	39,400 (19,700)	0	0		
第8		397,000円以上		57,200 (28,600)	51,200 (25,600)	0	0		

上表の( )内は半額の場合の金額です。※同一世帯から2人以上措置された場合の算定

- ★1：市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割課税額が77,101円未満の母子・父子・在宅障がい者等世帯の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子以降は0円とする。また、市町村民税所得課税額が57,700円未満世帯(母子・父子・在宅障がい者等を除く)の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子は半額徴収、第3子以降は0円とする。
- ★2：市町村民税所得割課税額が57,700円以上世帯(母子・父子・在宅障がい者等を除く)の場合、幼稚園・認定こども園を利用している児童から算定対象人数に含めてカウントし、年齢の高い順に、第2子を半額徴収、第3子以降を0円とする。  
※小学生以上は算定児童人数に含めない。

【備考】  
 (1) 母子世帯等：母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子世帯  
 (2) 在宅障がい児(者)のいる世帯：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者または特別児童扶養手当の支給対象児、障がい者基礎年金等の受給者がいる世帯  
 ※町民税額は税額控除「住宅借入金等特別税額控除」等の控除適用前の額が基準となります。



# 利用者負担の軽減について

## 【保育所入所児童が下記の場合は保育料が軽減されます】

- ①同一世帯からきょうだい児が2人以上保育所に入所している場合
- ②同一世帯から幼稚園・認定こども園の利用がある場合
- ③同一世帯から特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用がある場合

上記①の場合

	1人目	2人目	3人目
施設	保育所	保育所	保育所
保育料	全額	半額	無料

上記②、③の場合

	1人目	2人目	3人目
施設	・幼稚園 ・認定こども園 ・特別支援学校 幼稚部	保育所	保育所
保育料	—	半額	無料

※一時預かり保育については、軽減の対象外です。

※上記②の県知事認可の私立幼稚園・町外幼稚園・認定こども園、③の特別支援学校幼稚部等は入園後4月末日までに在園証明書の提出が必要です。(本部町立幼稚園以外は在園証明書で確認します。)



## 【360万未満相当世帯の利用者負担軽減について】

- ①市町村民税額所得割77,101円未満の母子・父子・在宅障がい者世帯への優遇措置  
(第2子以降無料)
- ②市町村民税額所得割57,700円未満の多子世帯の負担軽減  
(きょうだい児の年齢制限をなくし、出生順に第2子半額、第3子以降無料)

上記①の場合

	1人目	2人目	3人目
施設	保育所	保育所	保育所
保育料	全額	無料	無料

上記②の場合

	1人目	2人目	3人目
施設	・高等学校 ・中学校 ・小学校	保育所	保育所
保育料	—	半額	無料

※360万未満相当世帯等とは

- (1) 母子・父子・在宅障がい者世帯：市町村民税額所得割77,101円未満の世帯
- (2) 一般世帯：市町村民税額所得割57,700円未満の世帯



## 【寡婦(夫)控除のみなし適用の申請について】

- (1) 婚姻歴のない母子(父子)が対象となります
- (2) 「寡婦(夫)控除のみなし適用」は、保育料算定にのみ適用されます。
- (3) 「寡婦(夫)控除のみなし適用」を行っても保育料が減免されない(変更がない)場合があります。
- (4) 第1階層又は第2階層(7ページ「保育料階層区分表」参照)の方は、既に保育料が免除されているため適用対象外となります。



# 本部町保育所入所利用調整基準指数表



保護者の状況						
番号	類型	細 目		実施指数		
①	居宅外労働	月160時間以上の就労		10		
		月120時間以上の就労		9		
		月80時間以上の就労		8		
		月64時間以上の就労		7		
	居宅内労働	月160時間以上の就労		9		
		月120時間以上の就労		8		
		月80時間以上の就労		7		
		月64時間以上の就労		6		
②	保護者のいない家庭	不存在	死亡・離別・拘禁・行方不明等	10		
③	出産	出 産	出産前2ヶ月・産後3ヶ月		9	
		入 院	疾病のため1ヶ月以上の入院		10	
	疾病	居 宅 療 養	常時臥床	疾病のため1ヶ月以上常時臥床		10
			精神・結核	医師が長期加療（安静）を要すると判断したもの		10
			一般療養	医師が1ヶ月以上加療（安静）を要すると判断したもの		7
	身体等障がい者	障がい者	その他	疾病は比較的軽症であるが定期的通院等を要するもの		5
			1・2級	A	障がい者及び療育手帳を所有する者及び同程度と判断できるもの	10
			3級	B		8
4級以下	-	6				
④	病人の介護等	入 院 付 添	おおむね1ヶ月以上の親族の入院、付添にあたっているもの		10	
		居宅内看護・介護	同居の家族の長期居宅療養等介護に常時あたっているもの		6	
⑤	災 害	家 庭 の 災 害	火災・風水害等で家屋が失われ復旧にあたる場合		10	
⑥	求職活動中	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている			6	
⑦	就 学	学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校または職業能力開発促進法等に規定する公共職業能力開発施設等に通っている			居宅内労働に準ずる	
⑧	虐待・DV	児童虐待又はDV等により家庭での保育が困難だと認められる場合			10	
⑨	調 整 指 数	ひとり親家庭	父又は母の死亡・離別・拘禁・行方不明等		+5	
		失 業	生計中心者が失業し求職中である場合（申込時点より過去3ヵ月以内）		+4	
		生保世帯	生活保護世帯で保育の実施により自立が見込まれる場合		+3	
		兄弟入所	入所時において兄弟姉妹が同じ保育所を利用しようとする場合		+2	
		障がい児	申込児童が障がい手帳、療育手帳等を所有している場合		+2	
		その他	小規模保育施設等の卒園児が連携施設を利用する場合		+3	
		介護等	在宅の父又は母が常時寝たきりの状態にある場合		+4	
		同居親族（減算）	満18歳～満60歳	祖父母等の同居等の親族について、「保育ができない証明」の提出がない場合		-3

注意)

1. 父母のそれぞれについて、本表より指数を求め、世帯の基本指数とする。
2. 保育所入所選考基準指数=世帯の基本指数+調整指数とする。
3. 実施基準が2つ以上にわたる場合には基本指数の高い方とする。
4. 自営業、農業は居宅外労働とする。ただし、同一（隣接）敷地等の場合は居宅内とみなす。
5. 労働時間の算出は、提出された就労証明書に基づく。
6. 書類審査のうえ、申請内容と異なる事実が発覚した場合には事実に合わせて基準指数を算定する。
7. 国の方針に基づき継続入所申込み児童を先に調整(選考)し、その後新規入所申込み児童について調整(選考)を行う。



## 注意事項

1. 保育所の定員等の関係により入所ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
2. 申請内容や添付書類に虚偽がある場合は、入所を取り消すことがあります。
3. 保育所における集団生活に支障がある場合は、入所を取り消すことがあります。
4. 入所決定は、書類審査や家庭状況の調査等（実態調査を含む）により決定し、後日通知いたします。
5. 保育所入所後も、電話・訪問などによる就労調査を行う場合や、就労証明書等の再提出を求められる場合がありますので、ご協力ください。  
保護者の勤務先の変更・退職や出産など提出書類の内容に変更があった場合は、保育所担当へ必要書類の提出及びその旨の連絡をしてください。万が一、提出及び連絡がなく、そのことが判明した場合、就業等をしていても途中退所となることがあります。
7. 随時入所受付をしていますが、受入可能人数に空きがない場合は入所保留（待機）となります。
8. 年度内の転園は、原則できません。（待機がない場合や、兄弟姉妹が別々の園に通っている等で転園を認める場合があります。）
9. 保育所入所後に町外転出の場合は、その時点で退所となります。

## よくある質問と回答



- Q1. 施設の見学をしたいのですが、可能ですか。  
→ 施設の見学については、利用申込前に各施設へお問い合わせください。
- Q2. 入所申込後、結果はいつ分かりますか。  
4月利用の申込をした方については、2月中旬（予定）に封書で内定通知又は保留通知をお送りします。なお、5月以降の利用については、利用希望の前月10日以降に封書で内定通知又は保留通知をお送りします。
- Q3. 就労証明書に記入漏れがありました。自分で追加記入してもいいですか。  
→ 就労証明書や診断書等は事実に基づき記入するものであり、保護者が追記することは不正な証明にあたりますので、絶対に行わないでください。保護者自身で記入したことが発覚した場合その証明書は無効となり申し込みができなくなる場合があります。
- Q4. 祖父母と同居しています。祖父母が保育できない証明書等の提出は必要ですか。  
→ 同居家族（18～60歳以下）においても保育を必要とする証明書（就労証明書等）をご提出ください。提出がない場合は、利用調整において減点されます。
- Q5. 申込書提出後、勤務先が変わりました。手続きは必要ですか。  
→ 提出書類に変更があった場合は、速やかに本部町子育て支援課へ就労証明書等を提出してください。就労確認の際、退職していることが判明した場合は、保育の必要な事由がないとして、退所となることがありますのでご注意ください。
- Q6. 仕事を退職することになりました。保育施設をこのまま利用してよいですか。  
→ 保育を必要とする理由がなくなった場合は退所となります。ただし、求職活動を理由として継続利用が可能となりますので子育て支援課にてお手続きください。求職期間は3か月間です。
- Q7. 年度途中で3歳になったら、利用者負担額（保育料）は変更になりますか。  
→ 利用者負担額は4月1日時点の年齢を基準とするため、年度途中での変更はありません。
- Q8. きょうだい同時の申し込みですが別々の施設になることもありますか。  
→ 年齢によって利用枠数や申込者数が各施設で異なり、利用選考基準に基づき優先順位の高い児童から利用決定となるため、きょうだいでも別々の施設になることがあります。
- Q9. 長期間お休みしたいのですが。  
→ 正当な理由がなく1か月を超えて休んだ場合は退所となります。また、月のほとんどを休んだ場合であっても利用者負担額（保育料）は全額納付となります。休園中の場合も在籍はしていますので、利用者負担額（保育料）は全額発生します。

## 本部町で利用可能な児童福祉サービスについて

本部町では、公立・認可保育園以外にも下記のような児童福祉サービスが受けられます。

### 【病児保育事業】 ※各年度ごとに本部町子育て支援課にて申請が必要です。

本部町在住で保育所（園）～小学校に在籍しているお子様が、体調不良等で登園・登校ができない場合、支援が必要なお子様をお預かりいたします。

※インフルエンザ、はしか、RS、アデノウイルス、水ぼうそう、おたふく風邪等の伝染性疾患等はお預かりできません。

※やんばるキッズファミリークリニックにて医師の診察を受け、許可が下りてからお預かりします。

実施施設	対象年齢	時間	住所	連絡先
こすもキッズ小規模保育園内 キッズ病児施設	生後2か月～ 小学3年生	月～金 8:30～17:00	本部町字伊野波278-5	090-4771-8628

※8:30前の連絡は0980-47-6411へ

※利用料は課税状況により無料～2,000円の間で5段階に分けて決定し、別途、食費500円（持参の場合は不要）

### 【一時預かり事業】

保育園を利用していない家庭や保護者の疾病・災害などで、一時的に家庭での保育が困難な方や、その他保護者の心理的負担を軽減するため支援が必要なお子様をお預かりいたします。

実施施設	対象年齢	時間	住所	連絡先
くれよんハウス	1歳～未就学児	月～土 7:30～18:30 (最長8時間)	本部町字伊野波278-5	0980-47-6411

※4月1日時点で1歳に到達しているお子様から利用可能となります。

※利用開始前に面談があります。詳細は上記施設に直接お問い合わせください。

〈利用料〉

(円)

時間 \ 年齢	1・2歳児	3歳以上児
1時間	350 (450)	350 (450)
4時間以内	1,000 (1,400)	800 (1,200)
4時間以上	1,500 (1,800)	1,200 (1,500)

※（ ）内は本部町外在住者の利用料です。



### 【地域子育て支援センター】

妊娠中の方やお母さんやお父さん、ご家族が楽しく子育てできるよう応援する場所です。情報交換や育児相談・育児講座を行うと共に、気軽に自由に遊べる場所を提供しています。

実施施設	時間	住所	連絡先
すばる	月～金 9:00～13:00 / 14:00～16:00	本部町字伊野波438-1 (ドリーム保育園2階)	090-4515-1156
もとぶっこ	月～金 10:00～12:00 / 15:30～17:30 (14:00～15:00 個別相談要予約) ※月1回土曜日OPENします!	本部町字渡久地231 (らいおん歯科後ろの建物)	090-3793-3850

